二　変更後の事務所の所在地
　北海道札幌市白石区菊水九条四丁目三番十号
三　変更後の事務所において小型船舶検査事務等を開始する日
　平成二十八年一月一日
四　所在地の変更を必要とする理由
　小型船舶検査事務等を効率的に行い、併せて船舶所有者等の利便に寄与するため

○国土交通省告示第九百四十六号

第都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都都市計画海の三丁目西地区第二種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　市街地再開発事業の種類及び名称
　東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
二　事業施行期間
　事業計画の認可の公告の日から平成二十九年度末まで
三　施行地区
　東京都中央区晴海三丁目の一部
四　施行者の名称
　独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
　東京都中央区晴海一丁目8番12号
六　事業計画の認可の年月日
　平成十八年一月二十四日
七　事業計画の変更認可の年月日
　平成二十七年八月十七日

○東北地方整備局告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により町道の修繕工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
町道宮下名入線	大福島大沼郡三島町大字宮下字乙田から同町大字名入字上赤谷まで（三島大橋）	修繕	平成二十七年八月十七日

○東北地方整備局告示第百四十四号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条の三第一項の規定による道路管理者三島町との協議が次のとおり成立したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

東北地方整備局長が町道宮下名入線における三島大橋の修繕に関する工事を行う場合の権限

	権限の一覧	権限を行う者
1	道路区域の決定又は変更（道路法第18条第１項）	道路管理者三島町
2	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等（道路法第21条）	道路管理者三島町
3	工事原因者に対する工事施行命令等（道路法第22条第１項）	道路管理者三島町
4	附帯工事の施行（道路法第23条第１項）	道路管理者三島町
5	道路管理者以外の工事等の承認（道路法第24条）	道路管理者三島町
6	道路占用の許可（道路法第32条第１項及び第３項）	道路管理者三島町
7	占用工事の調整条件付与（道路法第34条）	道路管理者三島町
8	国の占用の協議、同意（道路法第35条）	道路管理者三島町
9	公益事業に係る占用工事計画書の受理（道路法第36条第１項）	道路管理者三島町
10	道路管理者による占用工事の施行（道路法第38条第１項）	道路管理者三島町
11	占用期間満了後の原状回復の指示（道路法第40条第２項）	道路管理者三島町
12	車両の積載物の落下の予防等の措置命令（道路法第43条の２）	道路管理者三島町
13	違法放置物件に対する措置（道路法第44条の２第１項から第５項）	道路管理者三島町
14	道路標識又は区画線の設置（道路法第45条第１項）	道路管理者三島町
15	道路通行の禁止又は制限（道路法第46条第１項）	道路管理者三島町
16	トンネル、橋等における通行の禁止又は制限（道路法第47条第３項）	道路管理者三島町
17	特殊車両許可等（道路法第47条の２第１項、第２項及び第５項）	道路管理者三島町
18	車両の通行に関する措置（道路法第47条の４）	道路管理者三島町
19	通行の禁止・制限の場合における道路標識の設置（道路法第47条の５）	道路管理者三島町
20	道路一体建物に関する協定締結・建物の管理（道路法第47条の８第１項）	道路管理者三島町
21	利便施設協定の締結・管理（道路法第48条の17第１項）	道路管理者三島町
22	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の２第１項）	道路管理者三島町
23	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第１項）	道路管理者三島町
24	長時間放置車両の移動、保管等（道路法第67条の２）	道路管理者三島町
25	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条）	道路管理者三島町
26	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者三島町
27	道路の新設・改築に伴う損失補償等（道路法第70条）	道路管理者三島町
28	監督処分（道路法第71条第１項から第３項前段）	道路管理者三島町
29	限度超過車両に関する報告、立入検査（道路法第72条の２第１項）	道路管理者三島町
30	許可の条件等の付与（道路法第87条第１項）	道路管理者三島町
31	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第４項）	道路管理者三島町
32	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者三島町
33	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の２）	道路管理者三島町
34	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第７条第２項）	道路管理者三島町
35	車両の通行方法の制限（車両制限令第10条第２項）	道路管理者三島町
36	他の道路の指定（車両制限令第11条第１項）	道路管理者三島町
37	特殊な車両の認定（車両制限令第12条）	道路管理者三島町